

議案第 8 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「38の項から82の項」を「39の項から84の項」  
に改める。

第2条及び第5条第4項中「84の項から105の項」を「86の項か  
ら107の項」に改める。

別表中105の項を107の項とし、83の項から104の項までを2  
項ずつ繰り下げる。

別表中82の項を83の項とし、同項の次に次の1項を加える。

84	自殺対策計画推進委員会委員	日額	7,450円
----	---------------	----	--------

別表中81の項を82の項とし、5の項から80の項までを1項ずつ繰  
り下げ、4の項の次に次の1項を加える。

5	学校産業医	年額	240,000円
---	-------	----	----------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。